

## 平成25年3月市議会定例会提出予定案件

### (議案)

- 1 茨木市職員定数条例の一部改正について
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市職員退職手当条例等の一部改正について
- 4 茨木市附属機関設置条例の制定について
- 5 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市情報公開条例等の一部改正について
- 7 茨木市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 8 茨木市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について
- 9 茨木市事務分掌条例の一部改正について
- 10 茨木市立天文観覧室条例の制定について
- 11 茨木市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の制定について
- 12 茨木市印鑑登録及び証明に関する条例及び茨木市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について
- 13 茨木市手数料条例の一部改正について
- 14 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 15 茨木市福祉事業充当基金条例の一部改正について
- 16 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 17 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 18 茨木市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 19 茨木市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 20 茨木市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 21 茨木市立保育所条例の一部改正について
- 22 茨木市駅周辺再整備基金条例の制定について

- 23 茨木市駐車場条例の一部改正について
- 24 茨木市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 25 茨木市公設浄化槽条例の制定について
- 26 茨木市立大池コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 27 工事請負契約締結について（茨木小学校東棟校舎耐震補強ほか工事）
- 28 工事請負契約締結について（春日小学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
- 29 工事請負契約締結について（中条小学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
- 30 工事請負契約締結について（大池小学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
- 31 工事請負契約締結について（中津小学校校舎耐震補強ほか工事）
- 32 工事請負契約締結について（養精中学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
- 33 工事請負契約締結について（彩都西中学校校舎増築建築主体工事）
- 34 平成 24 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 6 号）
- 35 平成 24 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第 3 号）
- 36 平成 24 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 37 平成 24 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 38 平成 24 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 39 平成 24 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 40 平成 24 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 41 平成 25 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 42 平成 25 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 43 平成 25 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 44 平成 25 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 45 平成 25 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 46 平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算
- 47 平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第 4 号	茨木市職員定数条例の一部改正について
<p>○ 行政機構の再編等における職員定数の変更に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容  機構改編及び行財政改革の取組に伴う部局内の調整を反映</p> <p>①市長の事務部局の職員   △147人 (1,381人 → 1,234人)  ②教育委員会の職員       △ 87人 ( 419人 → 332人)  ③水道部職員               △ 26人 ( 124人 → 98人)</p> <p>・ 施行日       平成25年4月1日</p>	
議案第 5 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
<p>○ 任期付職員の給料表の改定に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容  文化財発掘調査員の採用に伴う職務の級の追加  8級「285,000円」</p> <p>・ 施行日       平成25年4月1日</p>	
議案第 6 号	茨木市職員退職手当条例等の一部改正について
<p>○ 国の制度に準じた退職手当の改正を行うことに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①退職手当の調整率を段階的に引き下げる。  [(現行) 104/100→(H25.4.1)98/100→(H26.4.1)92/100→(H27.4.1以降)87/100]</p> <p>②調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用するよう規定する。</p> <p>・ 施行日       平成25年4月1日</p>	

議案第 7 号	茨木市附属機関設置条例の制定について	21 頁参照
<p>組織・運営について条例化義務のない附属機関や、規則・要綱等による懇談会等の合議体の設置根拠を規定するための条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>単独の設置条例で設置している附属機関の再編 5 件</li> <li>規則、要綱等に設置根拠を置く懇談会等 24 件</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 8 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について	21 頁参照
<p>非常勤職員の職及び報酬額の追加及び削除に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会委員の報酬額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関とするもの 日額 9,000 円</li> <li>青少年問題協議会委員 日額 9,000 円</li> </ul> </li> <li>・ 非常勤嘱託員等の報酬額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児保育指導委員 日額 18,000 円</li> <li>社会福祉法人等会計監査指導員 日額 19,000 円</li> <li>教育センター就学指導医 日額 30,000 円</li> <li>教育センター就学相談アドバイザー 日額 20,000 円</li> <li>交通規制相談員 月額 239,100 円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>削除する非常勤職員の職及び報酬額 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画策定委員会委員 月額 92,000 円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 9 号	茨木市情報公開条例等の一部改正について	
<p>国営企業の運営のための国有林野事業特別会計が廃止されることに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>国が経営する企業に係る規定を削除する。</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨木市情報公開条例</li> <li>茨木市個人情報保護条例</li> <li>茨木市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</li> <li>茨木市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		

議案第 10 号	茨木市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
<p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>[制定の主旨・目的]</li> <li>新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</li> <li>①対策本部の本部長、副本部長、本部員の職務並びに対策本部に置く職員について定める。</li> <li>②対策本部の会議について定める。</li> <li>③対策本部の組織等について定める。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日</li> </ul>	
議案第11号	茨木市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について
<p>○ 教育に関する事務に関し、市長が管理し執行することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）</li> <li>②文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>①茨木市立生涯学習センター条例</li> <li>②茨木市立川端康成文学館条例</li> <li>③茨木市運動広場条例</li> <li>④茨木市立市民プール条例</li> <li>⑤茨木市立市民体育館条例</li> <li>⑥茨木市忍頂寺スポーツ公園条例</li> <li>⑦茨木市立ギャラリー条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成25年4月1日</li> </ul>	

議案第 12 号	茨木市事務分掌条例の一部改正について	22～25 頁参照
<p>○ 行政機構の再編に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな行政需要や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、主要プロジェクトの円滑な推進を図る組織体制とするため、機構の再編を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理監の新設</li> <li>・ 市民協働体制の充実強化</li> <li>・ 文化・スポーツをまちづくりと一体的に振興するため、市長部局へ移管</li> <li>・ 子ども・子育て新システムに対応するため、幼稚園に関する事務を市長部局へ移管</li> <li>・ 新エネルギー施策推進体制の強化</li> <li>・ 市街地や北部地域での主要プロジェクトの推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨木市スポーツ推進審議会条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 13 号	茨木市立天文観覧室条例の制定について	
<p>○ 行政機構の再編に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>所掌事務の移行に伴い、公民館条例中に規定していたものを単独の条例として整備する（教育委員会→市長部局）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①名称及び位置                      ②天文観覧室の所掌事業</li> <li>③使用許可の制限                      ④使用料の額、免除規定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨木市公民館条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 14 号	茨木市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の制定について	26～27 頁参照
<p>○ 地域経済の活性化及び持続的な発展を図るため、特区区域における産業集積の促進等の事業計画の認定等に関する事項を定めるとともに、地方税法第 6 条の規定に基づく市税の課税の特例措置を講ずることに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特区において行う事業に係る計画の認定</li> <li>②認定特区事業の実績の報告及び認定特区事業割合の決定</li> <li>③認定特区事業法人に対する法人の市民税の均等割の課税の特例</li> <li>④認定特区事業法人に対する法人の市民税の法人税割の課税の特例</li> <li>⑤認定特区事業法人に対する固定資産税及び都市計画税の課税の特例</li> <li>⑥認定特区事業に係る譲渡、廃止等の届出</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		

議案第 15 号	茨木市印鑑登録及び証明に関する条例及び茨木市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について	28 頁参照
----------	---	--------

○ 住民票等のコンビニエンスストア交付の導入に伴う所要の改正

・ 改正内容

住民票、印鑑証明等について、「自動交付機」に加え「多機能端末機（コンビニエンスストアに設置される端末機）」での交付を可能とする。

・ 施行日 平成 25 年 10 月 1 日

議案第 16 号	茨木市手数料条例の一部改正について	28 頁参照
----------	-------------------	--------

○ コンビニエンスストア交付等の利用促進等を図るための所要の改正

・ 改正内容

① 住民基本台帳カード交付手数料の一時的無料化

コンビニエンスストア交付の利用に際し、住民基本台帳カードが必要なことから、同カードの普及を図るため無料化を行う。

手数料の額：1 件 500 円 → 無料

実施期間：平成 25 年 6 月 3 日から 12 月 27 日まで

② コンビニエンスストア等における証明書等交付手数料の改正

		(窓口)	(コンビニ・自動交付機)
ア 住民票の写し	1 通	300 円	200 円
イ 印鑑証明	1 通	300 円	200 円
ウ 戸籍謄本・抄本	1 通	450 円	400 円 (自動交付機を除く)
エ 課税証明	1 通	300 円	200 円 (自動交付機を除く)
オ 納税証明	1 通	300 円	200 円 (自動交付機を除く)

③ 営業証明手数料の廃止

・ 施行日 ①平成 25 年 6 月 3 日  
 ②平成 25 年 10 月 1 日  
 ③平成 25 年 4 月 1 日

議案第 17 号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について
<p>○ 国民健康保険法施行令等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国保財政の安定化を目標に医療費全体を府内市町村で共同負担する「保険財政共同安定化事業」等の拡大措置の実施が平成 27 年度からとなったことに伴い、現行の 1 件 30 万円以上の医療費の共同負担による各市の拠出金制度を平成 26 年度まで延長する。</li> <li>②国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する際、従前と同様に保険料を軽減する特例措置を恒久化するとともに、当該世帯の平等割額の軽減措置についても、最初の 5 年間の 2 分の 1 減額措置に加え、その後 3 年間 4 分の 1 減額する措置を講ずる。</li> <li>③「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることから、引用する関係の条例について所要の改正を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>①公布の日</li> <li>②③平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul> </li> </ul>	
議案第 18 号	茨木市福祉事業充当基金条例の一部改正について
<p>○ 特定疾患福祉金支給事業等の廃止及び障害者就労支援福祉金支給事業の創設に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①運用益金を充当する事業から「特定疾患福祉金支給事業」及び「心身障害者自立更生援護福祉金支給事業」を削除</li> <li>②運用益金を充当する事業に新たに「障害者就労支援福祉金支給事業」を追加</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul> </li> </ul>	
議案第 19 号	茨木市介護保険条例の一部改正について
<p>○ 介護保険苦情調整委員会委員の増員に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑化する申立て内容に適切に対応するための「介護保険苦情調整委員会」委員の増員（第 6 条第 2 項）</li> <li>3 人 → 5 人以内</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul> </li> </ul>	



議案第 20 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
<p>○ 障害者自立支援法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められること等から、引用する条例について所要の改正を行うとともに、一部地域生活支援事業の整理を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>①茨木市障害程度区分等認定審査会条例</li> <li>②茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例</li> <li>③茨木市老人医療費の助成に関する条例</li> <li>④茨木市障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例（地域生活支援事業の一つである「更生訓練費施設入所者就職支度金支給事業」の廃止）</li> <li>⑤茨木市立障害者就労支援センター条例</li> <li>⑥茨木市立障害者生活支援センター条例</li> <li>⑦茨木市立障害福祉センター条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>	
議案第 21 号	茨木市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について 29 頁参照
<p>○ 入院時食事療養費助成の廃止等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①入院時食事療養費助成を廃止する。 ただし、小学校修了前の児童については、乳幼児医療制度において助成を継続する。</li> <li>②訪問看護療養費の助成について要綱で規定 →大阪府の制度改正に伴い、これまで障害者手帳が交付されず、障害者として認定されなかった 4 歳未満の障害児について助成対象とする。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 ①平成 25 年 1 月 1 日 ②平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>	

## ○ 入院時食事療養費助成の廃止に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

入院時食事療養費助成を廃止する。

ただし、小学校修了前の児童については、乳幼児医療制度において助成を継続する。

・ 施行日 平成 25 年 1 1 月 1 日

## ○ こどもに対する医療費助成制度の拡充に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

## ①対象年齢の拡充

「9歳到達年度末(小学校3年生)まで」→「12歳到達年度末(小学校6年生)まで」

## ②名称の変更

「乳幼児」 → 「こども」

## ③入院時食事療養費の助成の範囲

障害者医療及びひとり親家庭医療における入院時食事療養費助成の廃止に伴い、小学校修了前の児童については、乳幼児医療制度において助成を継続する。

・ 施行日 ①②平成 25 年 7 月 1 日

③平成 25 年 1 1 月 1 日

議案第 24 号	茨木市立保育所条例の一部改正について
<p>○ 市立保育所の民営化の実施及び定員数の変更に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①定員数の変更  春日保育所 : 90人→100人  道祖本保育所 : 170人→120人</p> <p>②民営化する保育所の名称、位置、定員の記載を削除  ア 下穂積保育所、鮎川保育所  イ 道祖本保育所、中津保育所  ウ 玉島保育所</p> <p>・ 施行日 ①平成25年4月1日  ②ア 平成26年4月1日  イ 平成27年4月1日  ウ 平成28年4月1日</p>	
議案第 25 号	茨木市駅周辺再整備基金条例の制定について
<p>○ 茨木市の区域内に所在する駅周辺の再整備を目的とした基金の設置に伴う条例の制定</p> <p>・ 主な内容</p> <p>①基金の積立額  ②基金の管理  ③運用益金の処理 ほか</p> <p>・ 施行日 平成25年4月1日</p>	
議案第 26 号	茨木市駐車場条例の一部改正について
<p>○ 茨木市南茨木駅前東駐車場の廃止等に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①駐車場の廃止  [名称及び位置等]  名 称 茨木市南茨木駅前東駐車場  位 置 茨木市東奈良三丁目16番30号  車両の種類 普通自動車、自転車</p> <p>②「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、道路に附属する駐車場の利用に関する標識の設置基準を定める。</p> <p>・ 施行日 ①平成25年10月1日  ②平成25年4月1日</p>	

議案第 27 号	茨木市道路占用料等徴収条例の一部改正について
<p>○ 道路法施行令等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①別表の「占用物件」に項目を追加し、占用料の額を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「太陽光発電設備及び風力発電設備（道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物）」</li> <li>イ 「道路の利用者等の利便の増進に資する食事施設等（道路法施行令第7条第8号に掲げる施設）」</li> <li>ウ 「被災者の居住の用に供するために必要な応急仮設建築物（道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物）」</li> </ul> </li> <li>②別表の「占用物件」から項目を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「道路法施行令第7条第10号に掲げる休憩所、給油所、及び自動車修理所」 →高速道路の休憩所、給油所、及び自動車修理所が対象</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成25年4月1日</li> </ul>	
議案第 28 号	茨木市公設浄化槽条例の制定について <span style="float: right;">30 頁参照</span>
<p>○ 本市の生活環境保全の向上を図るために、必要事項を規定する条例の制定</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公設浄化槽について、設置対象、申請手続、設置場所等</li> <li>②排水設備について、設置義務者、技術上の基準、計画の確認、工事費用の負担者</li> <li>③分担金の賦課及び徴収方法</li> <li>④公設浄化槽の使用について、開始等の届出、使用料の徴収、算定方法等</li> <li>⑤私設浄化槽の寄附等</li> <li>⑥事業所の分担金 →11人槽以上の設置者を対象に、4分の1に軽減（平成30年3月31日までの申請が対象）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係条例の一部改正 茨木市水洗便所改造資金貸付け条例 →公設浄化槽の設置についても、貸付の対象とする。</li> <li>・ 施行日 平成25年4月1日</li> </ul>	

議案第 29 号	茨木市立大池コミュニティセンターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立大池コミュニティセンター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市舟木町 1 1 番 2 3 号 大池地区自治連絡協議会</p> <p>○ 指定の期間 平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日</p>	
議案第 30 号	工事請負契約締結について（茨木小学校東棟校舎耐震補強ほか工事）
<p>○ 契約の方法 一般競争入札</p> <p>○ 契約の金額 2 2 1, 6 5 5, 0 0 0 円</p> <p>○ 契約の相手方 茨木市豊川四丁目 2 0 番 7 号 株式会社 住建工務店 代表取締役 <small>い ど き</small> 井戸木 <small>けんじ</small> 賢二</p> <p>○ 工事場所 茨木市片桐町 8 番 4 0 号</p> <p>○ 工事内容 茨木小学校東棟校舎耐震補強ほか工事 東棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 一部 3 階建 延床面積 2, 8 1 0 m<sup>2</sup> ・東棟校舎耐震補強工事（外付け R C 耐震ブレース 2 6 構面） ・廊下塗装改修ほか工事 ・渡り廊下鉄骨補強工事</p> <p>茨木小学校北棟校舎耐震補強ほか工事 北棟校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建 一部 2 階建 延床面積 8 2 5 m<sup>2</sup> ・北棟校舎耐震補強工事（耐震スリット 4 箇所） ・廊下塗装改修ほか工事</p> <p>○ 工事完了予定日 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日</p>	

議案第 31 号	工事請負契約締結について（春日小学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
<input type="radio"/> 契約の方法 <input type="radio"/> 契約の金額 <input type="radio"/> 契約の相手方  <input type="radio"/> 工事場所 <input type="radio"/> 工事内容          <input type="radio"/> 工事完了予定日	<p>一般競争入札</p> <p>304,080,000円</p> <p>茨木市春日五丁目5番46号</p> <p style="text-align: right;">あき た のり とし 株式会社 秋田工務店 代表取締役 秋 田 典 俊</p> <p>茨木市上穂東町5番18号</p> <p>春日小学校北棟校舎耐震補強ほか工事</p> <p>北棟校舎 鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>延床面積 1,253㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎耐震補強工事（外付けRC耐震ブレース8構面ほか）</li> <li>・屋外階段建替工事</li> <li>・廊下及び階段室塗装改修工事</li> </ul> <p>春日小学校東棟西校舎耐震補強ほか工事</p> <p>東棟西校舎 鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>延床面積 890㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東棟西校舎耐震補強工事（外付けRC耐震ブレース7構面ほか）</li> <li>・廊下及び階段室塗装改修工事</li> <li>・渡り廊下建替工事</li> </ul> <p>平成25年11月20日</p>
議案第 32 号	工事請負契約締結について（中条小学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
<input type="radio"/> 契約の方法 <input type="radio"/> 契約の金額 <input type="radio"/> 契約の相手方  <input type="radio"/> 工事場所 <input type="radio"/> 工事内容          <input type="radio"/> 工事完了予定日	<p>一般競争入札</p> <p>167,664,000円</p> <p>茨木市中穂積三丁目15番36号</p> <p style="text-align: right;">た なか まさ ゆき 株式会社 工栄建設 代表取締役 田 中 雅 之</p> <p>茨木市新中条町7番12号</p> <p>中条小学校北棟校舎耐震補強ほか工事</p> <p>北棟校舎 鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>延床面積 2,536㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎耐震補強工事（外付け枠付アルミブレース14構面）</li> <li>・屋外鉄骨階段改築工事</li> <li>・廊下及び階段室塗装改修工事</li> <li>・フェンス改修工事</li> </ul> <p>平成25年11月11日</p>

議案第 33 号	工事請負契約締結について（大池小学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
<input type="radio"/> 契約の方法 <input type="radio"/> 契約の金額 <input type="radio"/> 契約の相手方  <input type="radio"/> 工事場所 <input type="radio"/> 工事内容  <input type="radio"/> 工事完了予定日	<p>一般競争入札</p> <p>217,560,000円</p> <p>茨木市上中条一丁目11番23号</p> <p>株式会社 掛谷工務店 代表取締役社長 掛 谷 建 郎</p> <p>茨木市大池一丁目5番8号</p> <p>大池小学校北棟校舎耐震補強ほか工事</p> <p>北棟校舎 鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>延床面積 3,017㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎耐震補強工事</li> <li>（外付け鉄骨フレーム二重鋼管ブレース15構面、開口閉鎖12構面）</li> <li>・廊下塗装改修ほか工事</li> <li>・渡り廊下建替工事</li> </ul> <p>平成25年11月15日</p>
議案第 34 号	工事請負契約締結について（中津小学校校舎耐震補強ほか工事）
<input type="radio"/> 契約の方法 <input type="radio"/> 契約の金額 <input type="radio"/> 契約の相手方  <input type="radio"/> 工事場所 <input type="radio"/> 工事内容  <input type="radio"/> 工事完了予定日	<p>一般競争入札</p> <p>387,292,500円</p> <p>茨木市豊川四丁目9番10号</p> <p>木本建設株式会社 代表取締役 木 本 讓 二</p> <p>茨木市中津町10番15号</p> <p>中津小学校校舎耐震補強ほか工事</p> <p>校舎 鉄筋コンクリート造 4階建</p> <p>延床面積 4,794㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎耐震補強工事</li> <li>（外付けRC耐震ブレース29構面）</li> <li>・廊下塗装改修ほか工事</li> </ul> <p>給食場増築工事 鉄骨造 平屋建</p> <p>建築面積 261.81㎡</p> <p>延床面積 254.16㎡</p> <p>平成25年11月20日</p>

議案第 35 号	工事請負契約締結について（養精中学校北棟校舎耐震補強ほか工事）
<p>○ 契約の方法</p> <p>○ 契約の金額</p> <p>○ 契約の相手方</p>	<p>一般競争入札</p> <p>167,370,000円</p> <p>茨木市春日一丁目15番24号</p> <p>株式会社 橋本工務店 代表取締役 <small>はし もと まさ のり</small> 橋本 昌則</p>
議案第 36 号	工事請負契約締結について（彩都西中学校校舎増築建築主体工事） 31～37 頁参照
<p>○ 契約の方法</p> <p>○ 契約の金額</p> <p>○ 契約の相手方</p>	<p>一般競争入札</p> <p>310,500,750円</p> <p>茨木市上中条一丁目11番23号</p> <p>株式会社 掛谷工務店 代表取締役社長 <small>かけ や けん ろう</small> 掛谷 建郎</p>
<p>○ 工事場所</p> <p>○ 工事内容</p>	<p>茨木市彩都あさぎ四丁目6番7号</p> <p>彩都西中学校校舎増築建築主体工事</p> <p>鉄筋コンクリート造 4階建、一部1階建</p> <p>普通教室10教室、音楽室、理科室、便所各階1箇所</p> <p>建築面積 612.01㎡</p> <p>延床面積 1,897.88㎡</p>
○ 工事完了予定日	平成25年11月20日
○ 工事完了予定日	平成26年3月14日



○ 補正額 6,037,408 千円（補正後 85,142,892 千円 － 補正前 79,105,484 千円）

（歳入）

・市税	670,000 千円
・地方譲与税	△26,000 千円
・配当割交付金	40,000 千円
・地方消費税交付金	10,000 千円
・自動車取得税交付金	57,000 千円
・地方交付税	118,914 千円
・分担金及び負担金	37,002 千円
・使用料及び手数料	55,791 千円
・国庫支出金	3,325,062 千円
・府支出金	△112,869 千円
・財産収入	3,344 千円
・寄附金	5,306 千円
・繰入金	941 千円
・諸収入	150,617 千円
・市債	1,702,300 千円

（歳出）

・人件費	62,089 千円
・物件費	△338,529 千円
・扶助費	73,145 千円
・補助費等	58,248 千円
・投資的経費	6,135,619 千円
・その他の経費	46,836 千円

・繰越明許費補正

（追加）防災行政無線再構築事業	10,941 千円
（追加）いのち・愛・ゆめセンター耐震診断・補強設計委託事業	17,523 千円
（追加）街路灯・道路標識点検事業	42,110 千円
（追加）橋梁維持事業	16,400 千円
（追加）橋梁新設改良事業	30,000 千円
（追加）道路簡易舗装事業	10,000 千円
（追加）（仮称）JR 総持寺駅整備事業	650,000 千円
（追加）民間建築物耐震対策推進事業	29,725 千円
（追加）茨木松ヶ本線整備事業	450,000 千円
（追加）西中条奈良線整備事業	47,000 千円
（追加）市民開放施設整備事業	2,674,375 千円
（追加）歩道設置事業	52,350 千円
（追加）小学校校舎耐震補強等整備事業	1,497,860 千円
（追加）春日小学校校舎増築事業	104,000 千円
（追加）中学校校舎耐震補強等整備事業	288,500 千円

・債務負担行為補正

（変更）茨木市立障害福祉センターハートフル指定管理料	5,000 千円	限度額変更
----------------------------	----------	-------

議案第 38 号	平成 24 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算 (第 3 号)		
○ 補正額 4,811 千円 (補正後 5,649,314 千円 - 補正前 5,644,503 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・財産収入	4,811 千円	・諸支出金	3,880 千円
		・繰出金	931 千円
議案第 39 号	平成 24 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 192,456 千円 (補正後 28,089,673 千円 - 補正前 27,897,217 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・国庫支出金	△8,504 千円	・総務費	△18,900 千円
・療養給付費等交付金	△62,057 千円	・後期高齢者支援金等	1,708 千円
・前期高齢者交付金	△56,756 千円	・共同事業拠出金	11,265 千円
・府支出金	△8,504 千円	・保健事業費	△36,059 千円
・繰入金	166,123 千円	・諸支出金	234,442 千円
・繰越金	162,154 千円		
議案第 40 号	平成 24 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 △1,201 千円 (補正後 2,909,629 千円 - 補正前 2,910,830 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・後期高齢者医療保険料	10,031 千円	・総務費	△12,146 千円
・繰入金	△10,248 千円	・後期高齢者医療広域連合納付金	
・諸収入	△984 千円		10,945 千円
議案第 41 号	平成 24 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 600,899 千円 (補正後 13,578,299 千円 - 補正前 12,977,400 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・介護保険料	87,647 千円	・総務費	△22,382 千円
・国庫支出金	91,016 千円	・要介護認定費	848 千円
・支払基金交付金	149,957 千円	・保険給付費	507,055 千円
・府支出金	151,985 千円	・地域支援事業費	△29,436 千円
・財産収入	690 千円	・基金積立金	136,885 千円
・繰入金	37,331 千円	・諸支出金	7,929 千円
・繰越金	82,894 千円		
・諸収入	△621 千円		

議案第 42 号	平成 24 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）		
<p>○ 補正額 428,453 千円（補正後 8,596,663 千円－補正前 8,168,210 千円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担金及び負担金                     △500 千円</li> <li>・使用料及び手数料                   82,032 千円</li> <li>・国庫支出金                           168,800 千円</li> <li>・繰入金                                 △112,175 千円</li> <li>・繰越金                                 1,224 千円</li> <li>・諸収入                                 20,572 千円</li> <li>・市債                                   268,500 千円</li>   <li>・繰越明許費補正 （追加）公共下水道整備事業</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業費                         437,180 千円</li> <li>・水洗便所普及費                       △250 千円</li> <li>・公債費                                 △8,477 千円</li>   <li>718,533 千円</li> </ul> </td> </tr> </table>		<p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担金及び負担金                     △500 千円</li> <li>・使用料及び手数料                   82,032 千円</li> <li>・国庫支出金                           168,800 千円</li> <li>・繰入金                                 △112,175 千円</li> <li>・繰越金                                 1,224 千円</li> <li>・諸収入                                 20,572 千円</li> <li>・市債                                   268,500 千円</li>   <li>・繰越明許費補正 （追加）公共下水道整備事業</li> </ul>	<p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業費                         437,180 千円</li> <li>・水洗便所普及費                       △250 千円</li> <li>・公債費                                 △8,477 千円</li>   <li>718,533 千円</li> </ul>
<p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担金及び負担金                     △500 千円</li> <li>・使用料及び手数料                   82,032 千円</li> <li>・国庫支出金                           168,800 千円</li> <li>・繰入金                                 △112,175 千円</li> <li>・繰越金                                 1,224 千円</li> <li>・諸収入                                 20,572 千円</li> <li>・市債                                   268,500 千円</li>   <li>・繰越明許費補正 （追加）公共下水道整備事業</li> </ul>	<p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業費                         437,180 千円</li> <li>・水洗便所普及費                       △250 千円</li> <li>・公債費                                 △8,477 千円</li>   <li>718,533 千円</li> </ul>		
議案第 43 号	平成 24 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）		
<p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 45,512 千円（補正後 4,874,317 千円－補正前 4,828,805 千円）</li> <li>・支出 △97,730 千円（補正後 5,085,565 千円－補正前 5,183,295 千円）</li> </ul> <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 △16,018 千円（補正後 647,100 千円－補正前 663,118 千円）</li> <li>・支出 △276,780 千円（補正後 2,639,527 千円－補正前 2,916,307 千円）</li> </ul>			
議案第 44 号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計予算		
<p>○ 予算総額 81,450,000 千円（対前年度比 5.5%増）</p> <p>平成 24 年度（6 月補正後） 77,222,668 千円</p>			
議案第 45 号	平成 25 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算		
<p>○ 予算総額 5,532,035 千円（対前年度比 1.0%減）</p> <p>平成 24 年度（当初） 5,590,580 千円</p>			

議案第 46 号	平成 25 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 28,809,973 千円 (対前年度比 3.3%増) 平成 24 年度 (当初) 27,897,217 千円	
議案第 47 号	平成 25 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 3,048,810 千円 (対前年度比 4.7%増) 平成 24 年度 (当初) 2,910,830 千円	
議案第 48 号	平成 25 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 13,917,582 千円 (対前年度比 7.2%増) 平成 24 年度 (当初) 12,977,400 千円	
議案第 49 号	平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算
○ 予算総額 8,271,000 千円 (対前年度比 1.3%増) 平成 24 年度 (6 月補正後) 8,168,210 千円	
議案第 50 号	平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 8,180,579 千円 (対前年度比 1.0%増) 平成 24 年度 (当初) 8,099,602 千円	

## 茨木市附属機関設置条例の制定について

本市の重要な課題について、積極的な市民参加の下でより適正に解決するために、これまで要綱等を根拠に設置していた私的諮問機関について、判例や大阪府を参考に点検し、調停、審査、諮問又は調査のための附属機関とする。

また、単独の設置条例で規定していた独自の附属機関（下記の★印）についても本条例に整理する。

次に掲げる附属機関を設置する。

### 《市長の附属機関》

- (1) 茨木市職員採用試験委員会
- ★ (2) 茨木市特別職報酬等審議会
- ★ (3) 茨木市総合計画審議会
- (4) 茨木市建設事業評価委員会
- (5) 茨木市指定管理者候補者選定委員会
- (6) 茨木市使用料、補助金等見直し検討部会
- ★ (7) 茨木市公の施設使用料免除団体審査会
- (8) 茨木市総合建物等管理業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会
- (9) 茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会
- (10) 茨木市ギャラリー運営委員会
- (11) 茨木市男女共同参画推進審議会
- (12) 茨木市地域福祉推進審議会
- (13) 茨木市社会福祉法人設立認可及び施設整備審査委員会
- (14) 茨木市障害者地域自立支援協議会
- (15) 茨木市老人ホーム入所判定委員会
- (16) 茨木市地域包括支援センター運営協議会
- (17) 茨木市予防接種健康被害調査委員会
- ★ (18) 茨木市児童福祉審議会
- (19) 茨木市次世代育成支援推進協議会
- (20) 茨木市立保育所民営化検討委員会
- (21) 茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会
- (22) 茨木市大規模小売店舗立地審議会
- (23) 茨木市産業振興アクションプラン推進委員会
- ★ (24) 茨木市住居表示審議会
- (25) 茨木市中心市街地活性化推進委員会
- (26) 茨木市総合交通戦略協議会
- (27) 茨木市水道・下水道事業審議会

### 《教育委員会の附属機関》

- (28) 茨木市学校保健結核対策委員会
- (29) 茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

行政機構 新旧対照表(案)

《市長事務部局》

現 行 分	改 正 分
<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 危機管理課</li> <li>— 秘書課</li> <li>— 人事課</li> <li>— 政策法務課</li> <li>— 広報広聴課</li> <li>— <b>人権・男女共生課</b> <b>A</b></li> </ul> <p>(啓発係, 政策係)</p>	<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 危機管理課</li> <li>— 秘書課</li> <li>— 人事課</li> <li>— 政策法務課</li> <li>— 広報広聴課</li> </ul> <p><b>危機管理監</b></p>
<p>企画財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 政策企画課</li> <li>— 財政課</li> <li>— 契約検査課</li> <li>— 情報システム課</li> <li>— 市民税課</li> <li>— 資産税課</li> <li>— 収納課</li> </ul> <p>(管理係, 収税係)</p>	<p>企画財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 政策企画課</li> <li>— 財政課</li> <li>— 契約検査課</li> <li>— 情報システム課</li> <li>— 市民税課</li> <li>— 資産税課</li> <li>— 収納課</li> </ul> <p>(管理係, 収税係)</p> <p>・債権管理チーム</p>
<p>市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民生活課</li> <li>— 市民課</li> <li>— <b>市民活動推進課</b></li> </ul> <p>(振興係, 市民協働係, 交流親善係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <b>国保年金課</b> <b>B</b></li> <li>— <b>高齢医療課</b> <b>B</b></li> </ul>	<p>市民文化部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民生活課</li> <li>— <b>市民協働推進課</b></li> </ul> <p>(コミュニティ係, 市民活動係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <b>文化スポーツ課</b> <b>C</b></li> </ul> <p>(管理係, 文化振興係, 生涯学習係, スポーツ振興係, 交流観光係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民課</li> <li>— <b>人権・男女共生課</b> <b>A</b></li> </ul> <p>(人権係, 男女共生係, 啓発係)</p>

現 行 分	改 正 分
<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉政策課 (地域福祉係, 保護一係, 保護二係)</li> <li>— 指導監査課</li> <li>— 障害福祉課 (計画推進係, <b>自立支援係</b>)</li> <li>— 高齢介護課</li> <li>— 保健医療課 (管理係, 健康推進係)</li> </ul>	<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉政策課 (地域福祉係, <b>保護管理係</b>, 保護一係, 保護二係)</li> <li>— 指導監査課</li> <li>— 障害福祉課 (計画推進係, <b>認定給付係</b>, <b>相談支援係</b>)</li> <li>— 高齢介護課</li> <li>— 保健医療課 (管理係, 健康推進係, <b>母子・予防接種係</b>)</li> <li><b>B</b> — 国保年金課</li> <li><b>B</b> — 高齢医療課</li> </ul>
<p>こども育成部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— こども政策課 (政策係, <b>給付係</b>)</li> <li>— 子育て支援課 (育成係)</li> <li>— <b>保育課</b> (管理係, 保育係)</li> <li>— 学童保育課</li> </ul>	<p>こども育成部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— こども政策課 (政策係, <b>給付支援係</b>)</li> <li>— 子育て支援課 (育成係, <b>発達支援係</b>)</li> <li>— <b>保育幼稚園課</b> (管理係, <b>指導係</b>, 保育係, <b>D</b> <b>幼稚園係</b>)</li> <li>— 学童保育課</li> </ul>
<p>産業環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工労政課</li> <li>— 農林課</li> <li>— 環境政策課 (政策係, 減量企画係, <b>生活環境係</b>)</li> <li>— 環境事業課 (管理係, 業務第一係, 業務第二係)</li> <li>— 環境保全課</li> </ul>	<p>産業環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工労政課</li> <li>— 農林課</li> <li>— 環境政策課 (政策係, 減量企画係, <b>新エネルギー推進係</b>)</li> <li>— 環境事業課 (管理係, 業務第一係, 業務第二係, <b>施設係</b>)</li> <li>— 環境保全課</li> </ul>

現 行 分	改 正 分
<p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市政策課 (計画係, <b>市街地整備係</b>)</li> <li>— 審査指導課</li> <li>— まちづくり支援課</li> <li>— <b>彩都推進課</b></li> <li>— 用地課</li> </ul>	<p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市政策課 (計画係, <b>推進係,</b> <b>住宅対策係</b>)</li> <li>— 審査指導課</li> <li>— <b>北部整備推進課</b> (<b>彩都グループ,</b> <b>ダム・新名神グループ</b>)</li> <li>— <b>市街地新生課</b> (<b>市街地Aグループ,</b> <b>市街地Bグループ</b>)</li> <li>— 用地課</li> </ul>
<p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 建設管理課</li> <li>— 道路交通課 (街路係, 工務係, <b>交通対策係</b>)</li> <li>— 建築課</li> <li>— 公園緑地課</li> <li>— 下水道課</li> <li>— <b>ダム・新名神推進課</b></li> </ul>	<p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 建設管理課</li> <li>— 道路交通課 (街路係, 工務係, <b>交通安全係</b>)</li> <li>— 建築課</li> <li>— 公園緑地課</li> <li>— 下水道課</li> </ul>



《教育委員会》

現 行 分	改 正 分
<p><b>管理部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育政策課 (総務政策係, <b>D</b>)</li> <li>— 幼児教育係, <b>D</b> 用度係, 保健給食係)</li> <li>— 施設課</li> </ul>	<p><b>教育総務部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育政策課 (総務政策係, 用度係)</li> <li>— <b>学務課</b> (学事係, 保健給食係)</li> <li>— 施設課</li> <li><b>E</b> — <b>社会教育振興課</b> (社会教育係, 公民館係, 文化財係)</li> <li><b>F</b> — 青少年課</li> <li><b>F</b> — 中央図書館</li> </ul>
<p>学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校教育推進課</li> <li>— <b>学務課</b> (教職員係, 学事係)</li> <li>— 教育センター</li> </ul>	<p>学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校教育推進課</li> <li>— <b>教職員課</b> (教職員係)</li> <li>— 教育センター</li> </ul>
<p><b>生涯学習部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <b>地域教育振興課</b> (地域教育係, <b>E</b>)</li> <li>— <b>文化振興係, C</b> 文化財係) <b>E</b></li> <li>— <b>市民学習課</b> (生涯学習係, <b>C</b>) 公民館係) <b>E</b></li> <li>— 青少年課 <b>F</b></li> <li>— <b>スポーツ振興課 C</b></li> <li>— 中央図書館 <b>F</b></li> </ul>	

※ 部課等の増減

	部	課	係	グループ
現 行	14	68	160	3
改正後	13	67	164	7
差 引	-1	-1	+4	+4

## 茨木市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例案（概要）

地方税法第6条の規定に基づき市税の課税に関する特例措置を講ずることにより、府・市連携により本市の特区内で5年間は地方税が「最大ゼロ」を実現し、企業や研究機関を誘致することで地域経済の活性化及び持続的発展を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

### 府税の軽減措置

- ・法人府民税・法人事業税・不動産取得税【平成24年12月1日施行】
- 【期 間】最長10年間（事業年度終了の日の翌日から）
- 【軽減内容】府内特区内に進出する場合⇒最大5年間ゼロ+5年間 1/2
- 【対象区域】関西イノベーション国際戦略総合特区のうち大阪府内
- 【対象事業】新エネルギー・ライフサイエンス等の事業
- 【認定方法】「事業計画」について審査会の意見を聞き知事が認定

### 市税の軽減措置

- ・法人市民税・固定資産税・都市計画税
- 【期 間】最長10年間（事業年度終了の日の翌日から）
- 【軽減内容】市内特区内に進出する場合⇒最大5年間ゼロ+5年間 1/2
- 【対象区域】彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパスの市域分
- 【対象事業】新エネルギー・ライフサイエンス関連で大阪府が認定した事業
- 【認定方法】認定申請書に府認定通知書、市税完納証明を添えて提出。市長が認定

### 特区事業法人の要件

府条例第2条第2号に規定する法人とする。

- ア 「指定法人」（国から特区事業計画の認定を受けた事業を実施する法人）  
特区法第26条第1項に規定する指定法人であって、府規則で定めるもの
- イ 「指定特定事業法人」（国から特区事業計画の認定を受けた事業を実施する法人）  
特区法第27条第1項に規定する指定特定事業法人であって、府規則で定めるもの
- ウ 「府規則で定める法人」（大阪府が独自で認定審査会の意見を聞き認定した法人）  
特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資する事業として府規則で定めるものを営む法人

### 税軽減措置の認定

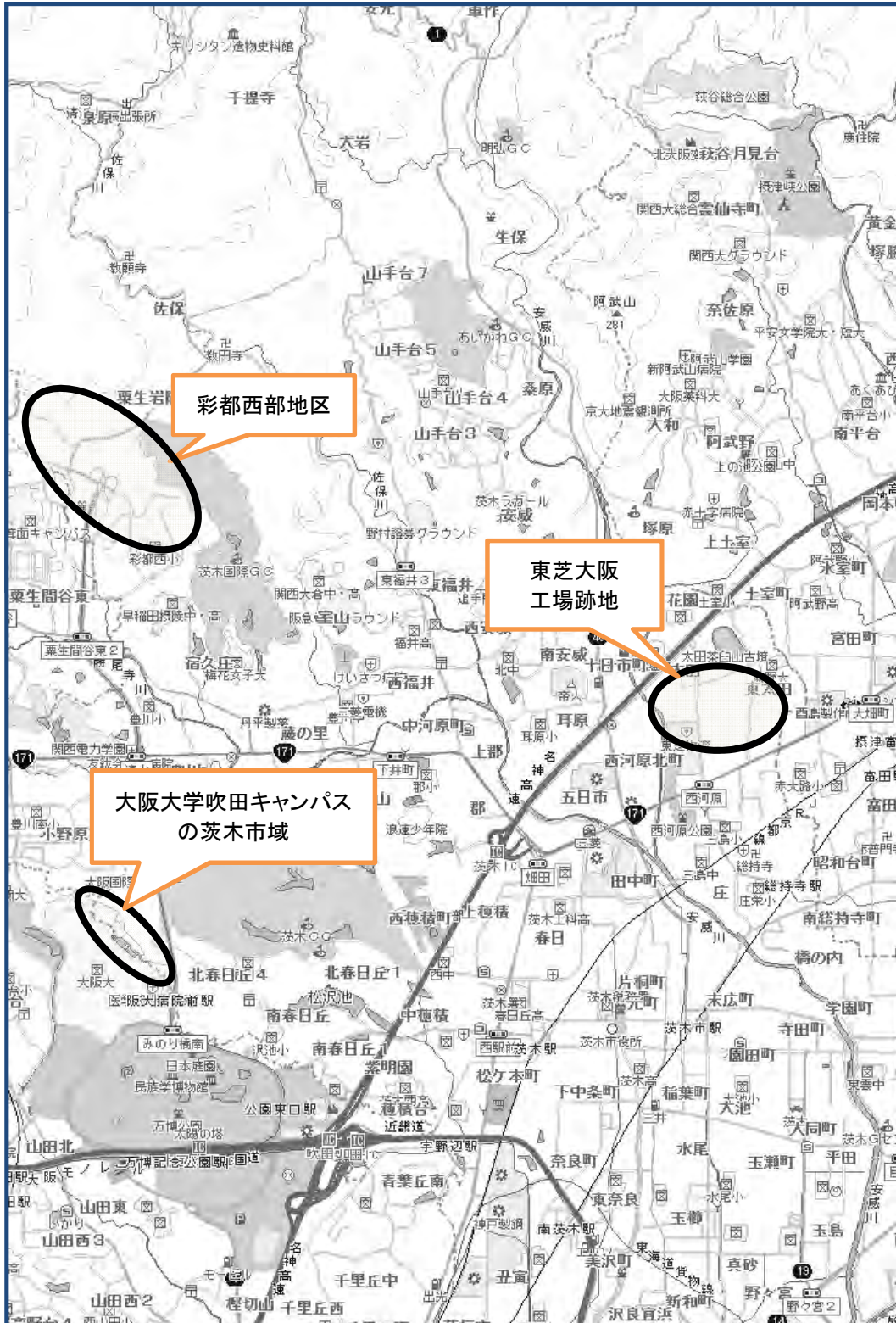
- 【府税・市税の軽減を受けるための共通要件】 \*全ての要件を満たす必要あり
  - ◆事業計画認定後、3年以内に特区事業を開始すること
  - ◆関西国際戦略総合特区の地域協議会に参画していること
  - ◆府税・市税の滞納などの除外規定に該当していないこと
- 【法人府・市民税の軽減適用要件】 \*全ての要件を満たす必要あり
  - ◆事業計画に記載した設備・建物等を事業の用に供していること
  - ◆〔雇用要件〕府内及び市内で一定数雇用者を増加させていること  
（企業の規模（資本金）に応じて、0～20人以上の常用雇用の増加を義務化）
- 【固定資産税の軽減適用要件】
  - ◆当該固定資産を認定の日以後に取得し、引き続き所有していること  
ただし、当該固定資産のうち土地については、認定日前に取得している場合においても、特区事業の用に供する新たな建物・設備を設置し、所有している場合を含む。

### 特区税制と企業立地奨励金との関係

特区区域内での支援は、特区税制か企業立地奨励金のどちらかを選択することが可能であるが、併給は不可とする。

# 茨木市内の特区税制対象区域

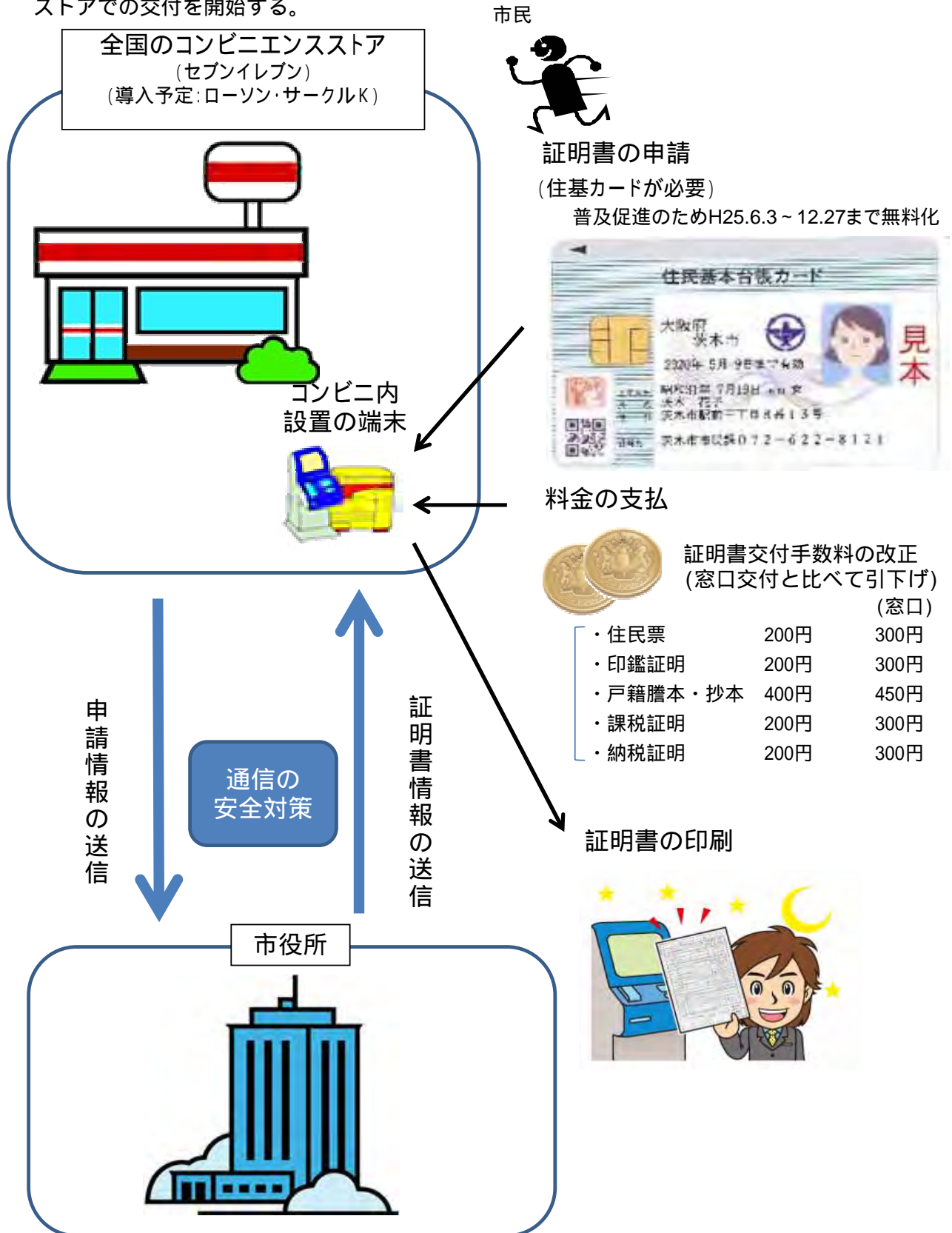
【対象区域】 彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパスの市域分



# 住民票等証明書コンビニ交付の流れ

## 目的

市民の利便性の向上を図るため、平成25年10月から住民票、印鑑証明等のコンビニエンスストアでの交付を開始する。



## 福祉医療費助成制度における対象経費について (平成25年11月1日から)

「障害者医療費助成制度」及び「ひとり親家庭医療費助成制度」において、市が単独で実施している「入院時食事療養費助成」を廃止する。ただし、両制度対象の小学生以下の子どもについては、こども医療費助成制度（現乳幼児医療費助成制度）で助成を継続する。

区分	医療費の助成	入院時食事療養費（自己負担分）の助成			
		0歳～就学前	小学生	中学生～64歳	65歳以上
老人医療（※1） （65歳以上の重度障害者等）	○ (府助成)	/	/	/	制度なし
障害者医療 （重度障害者）	○ (府助成)	廃止	廃止	廃止	廃止
ひとり親家庭医療 （ひとり親家庭の親子）	○ (府助成)	廃止	廃止	廃止	
こども医療（※2） （0歳～小学校6年生）	○ (府助成 ※3)	○ (府助成)	○		

※1 60歳以上の中度障害者への助成は市単独制度

※2 平成25年7月1日から、対象年齢を小学校6年生まで拡充し、「こども医療費助成制度」に名称を変更する。

※3 大阪府乳幼児医療費助成制度

通院医療費：0歳児～2歳児

入院医療費：0歳児～6歳児（小学校就学前まで）

## 茨木市公設浄化槽(合併処理浄化槽)の設置について

### 1 目的

山間部地域の水洗化による公衆衛生及び生活環境保全の向上を図るため、合併処理浄化槽による整備を行う。

### 2 設置地区

上音羽、下音羽、清阪、銭原、長谷、泉原

### 3 設置世帯数等

3 1 7 世帯(見込) 平成 2 9 年度までに整備完了予定

### 4 公共下水道・合併処理浄化槽個人負担一覧表

	公共下水道		特定環境保全 公共下水道	合併処理浄化槽
	市街化区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
接続に伴う個人負担	48.4万円	92万円	94万円	85.4万円
受益者負担金 受益者分担金	3.4万円 (100㎡)	30万円 (300㎡)	30万円 (300㎡)	21.4万円 (7人槽の場合)
宅内排水設備 の切替	平均 45万円	平均 62万円	平均 64万円	推定 64万円
維持管理 に伴う 個人負担	使用料(20㎡)	1,837円/月	1,837円/月	1,837円/月
	その他の負担	無	無	無
都市計画税の有無	有	無	無	無

### 5 事業所の分担金

事業所の合併処理浄化槽の設置促進を図るため、11人槽以上の設置者については、分担金を4分の1に軽減する。(平成30年3月31日までの時限措置)

【参 考】

[×1/4]

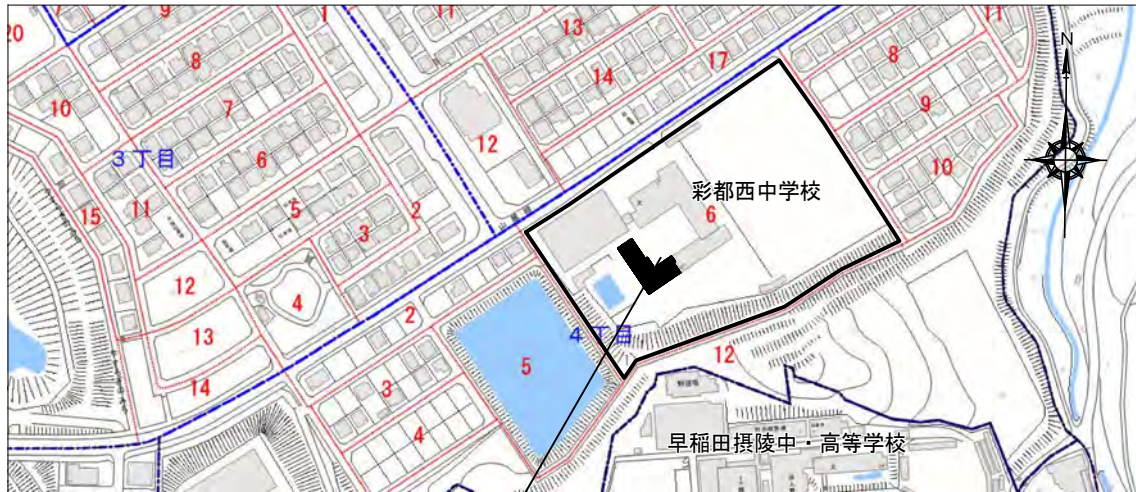
26人～30人槽	3,208千円	802千円
41人～50人槽	4,294千円	1,073千円
91人～100人槽	7,200千円	1,800千円
141人～150人槽	8,200千円	2,050千円

分担金：11人～100人槽は国庫補助金を除いた額  
：101人～200人槽は国庫補助金相当額を除いた額

彩都西中学校校舍増築建築主体工事

面積表（今回増築部分）		
今回増築部分建築面積		612.01 m <sup>2</sup>
床面積	1 F	601.08 m <sup>2</sup>
	2 F	421.55 m <sup>2</sup>
	3 F	421.55 m <sup>2</sup>
	4 F	421.55 m <sup>2</sup>
	P H F	32.15 m <sup>2</sup>
今回増築部分床面積 計		1,897.88 m <sup>2</sup>

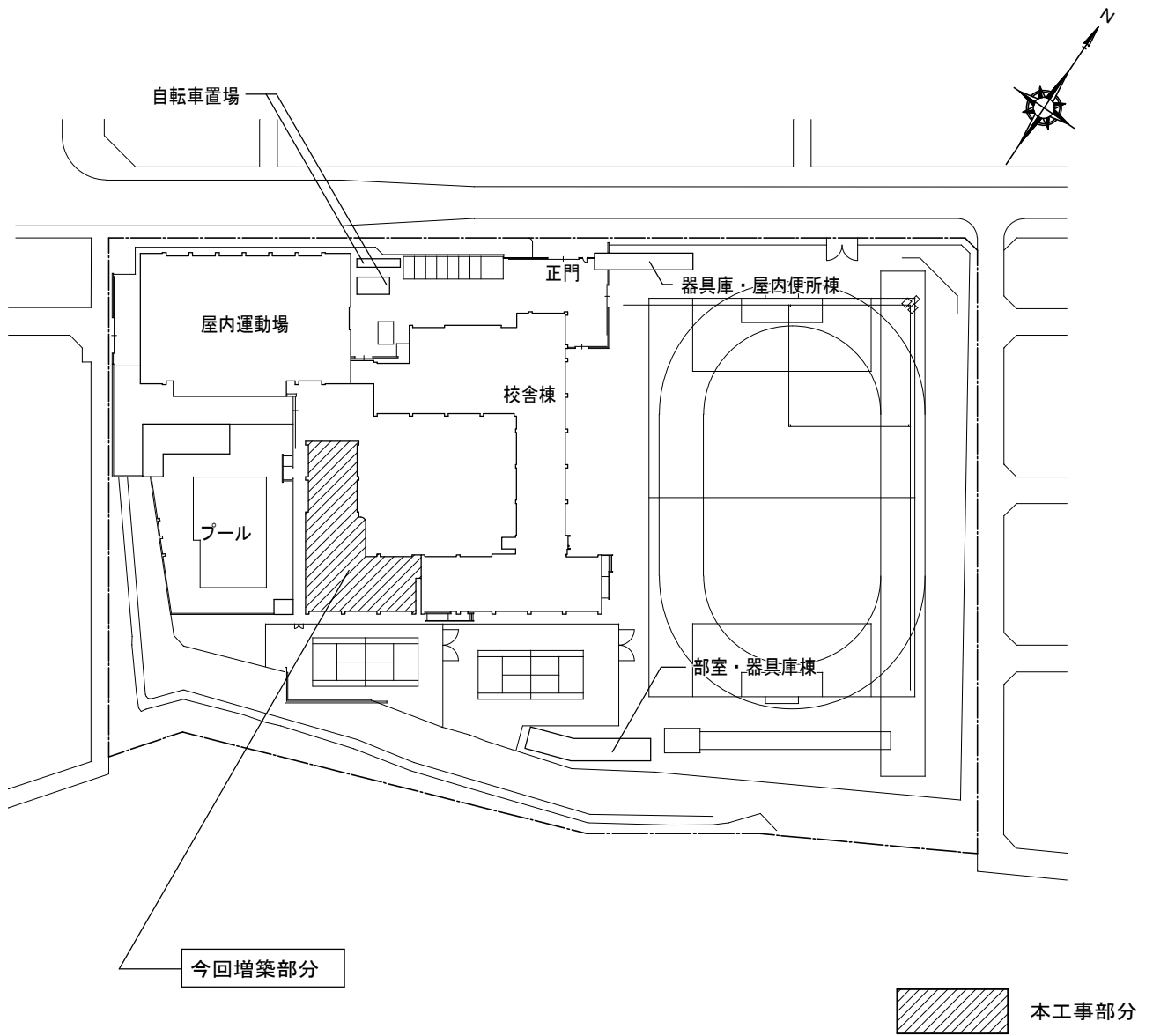
工事内容	普通教室 10 教室、音楽室 理科室、便所各階 1 箇所
------	---------------------------------



工事場所：  
茨木市彩都あさぎ四丁目 6 番 7 号

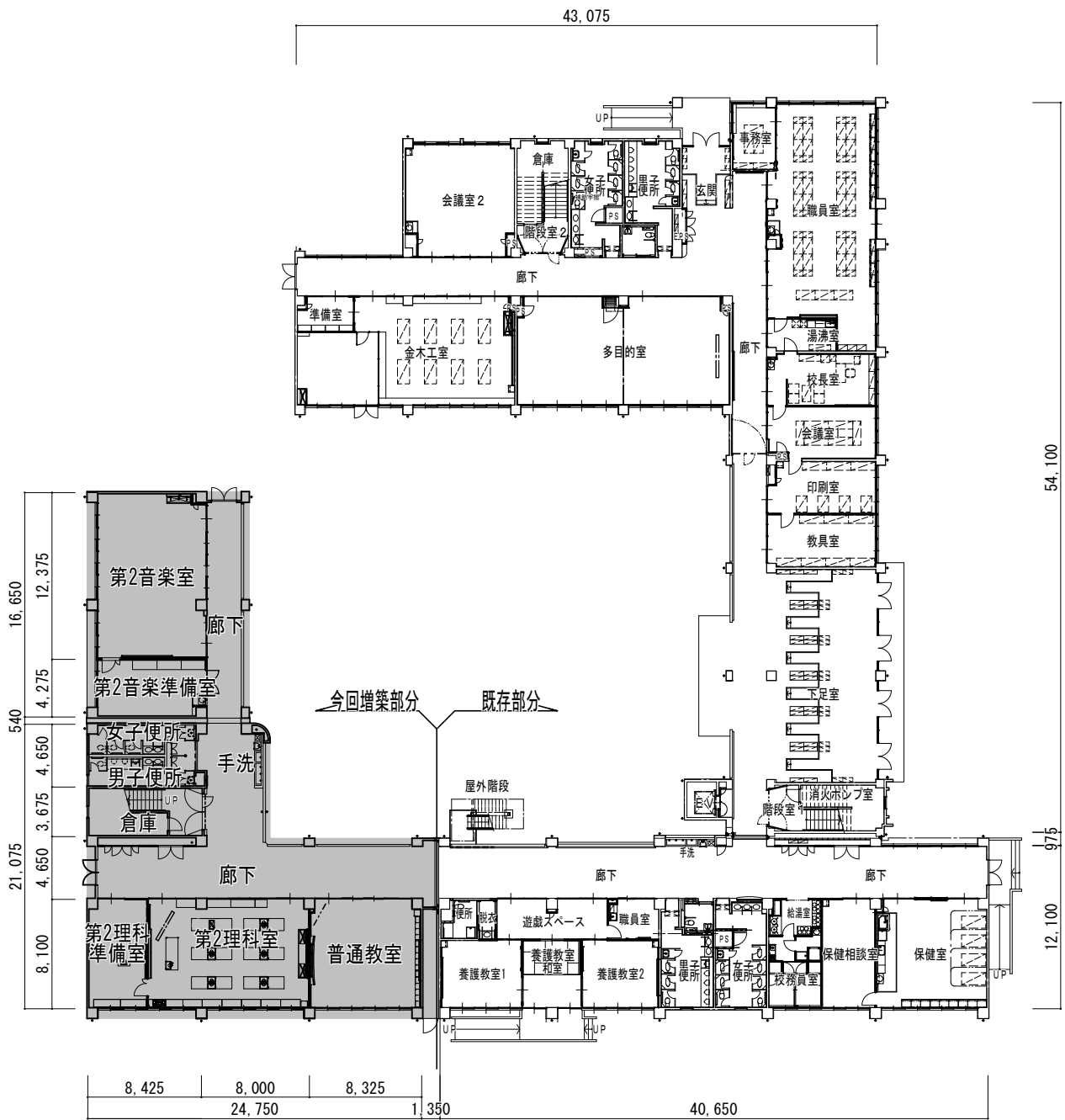
付近見取図

工事内容	普通教室 10教室、音楽室 理科室、便所各階 1箇所
------	-------------------------------

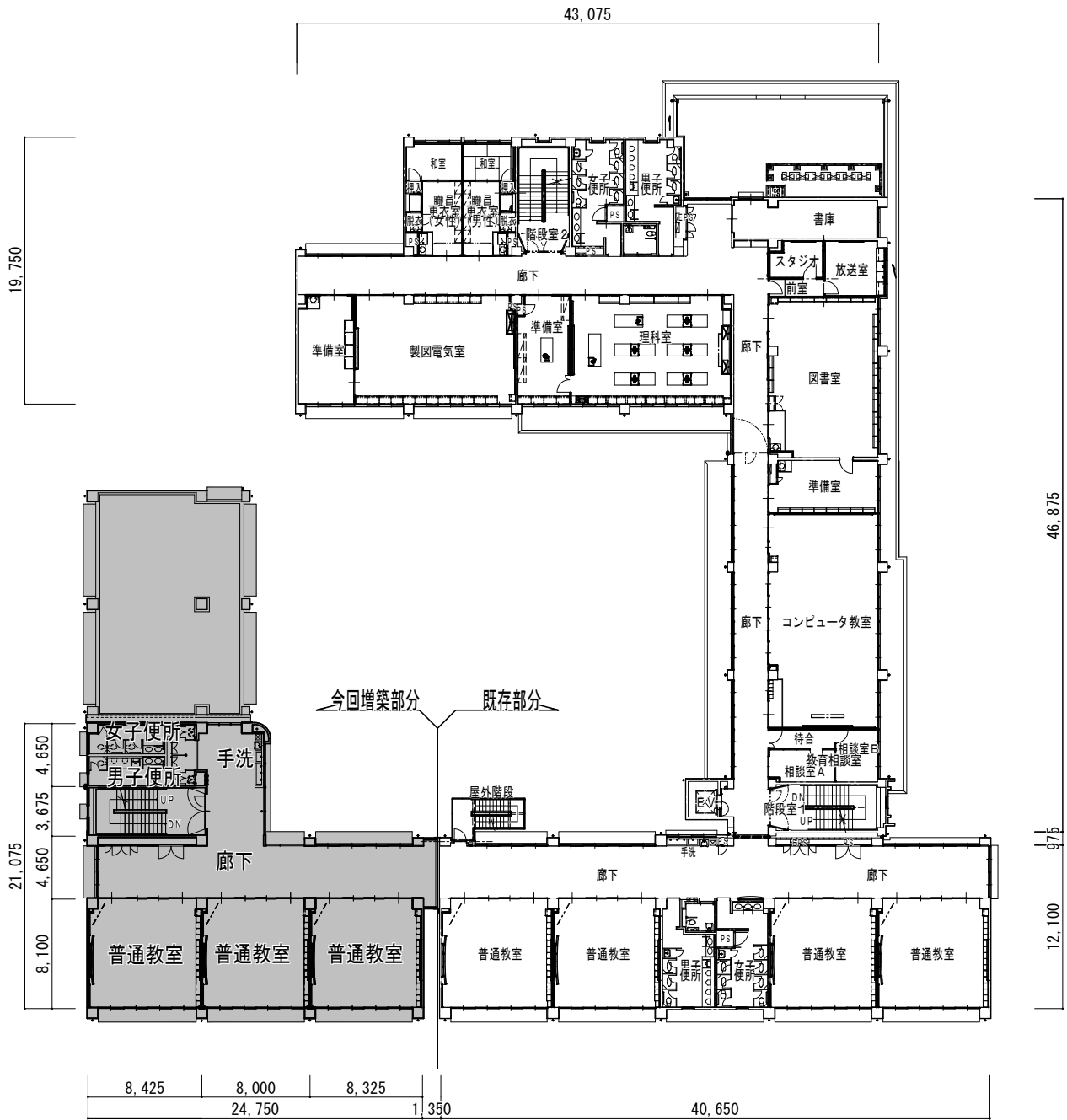


配置図

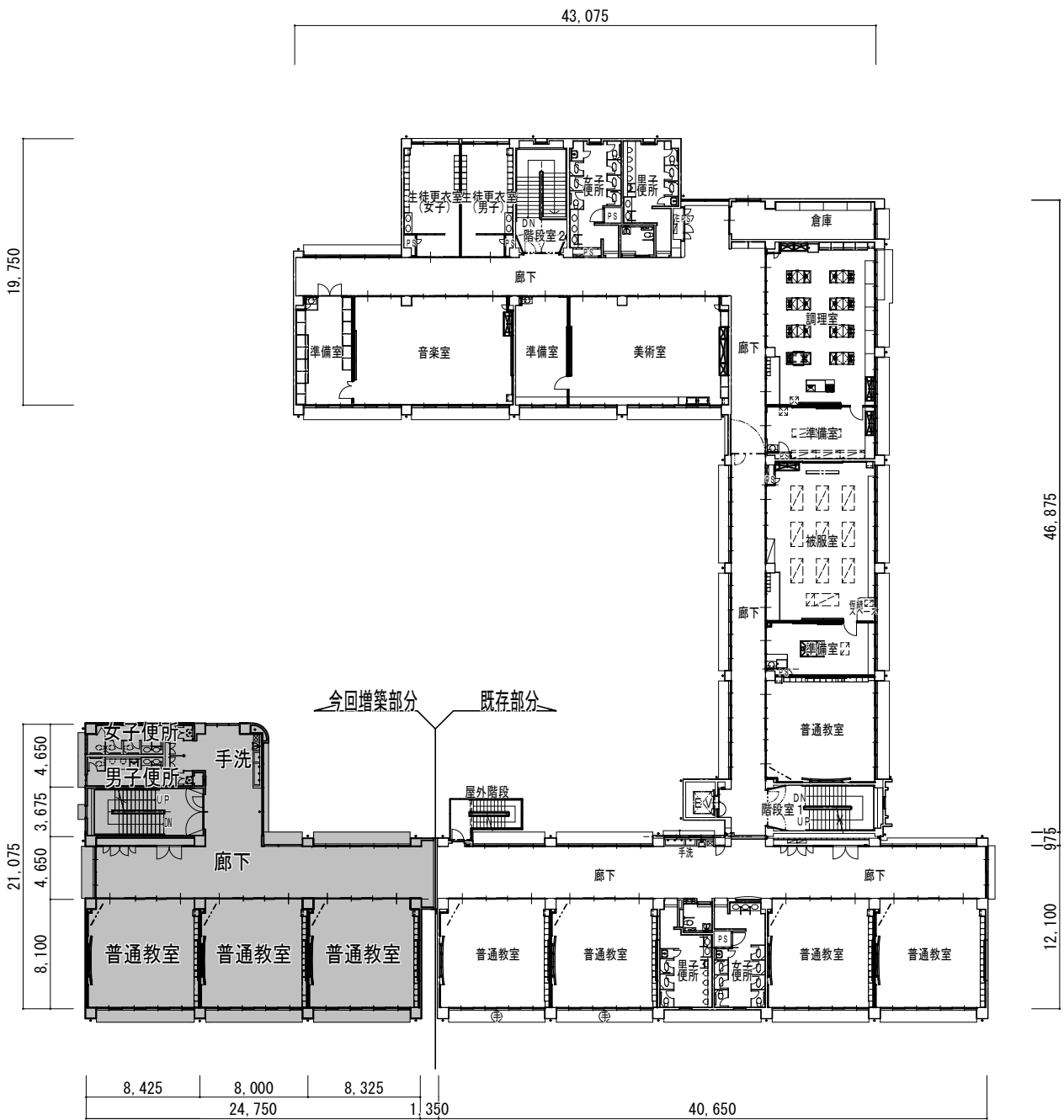




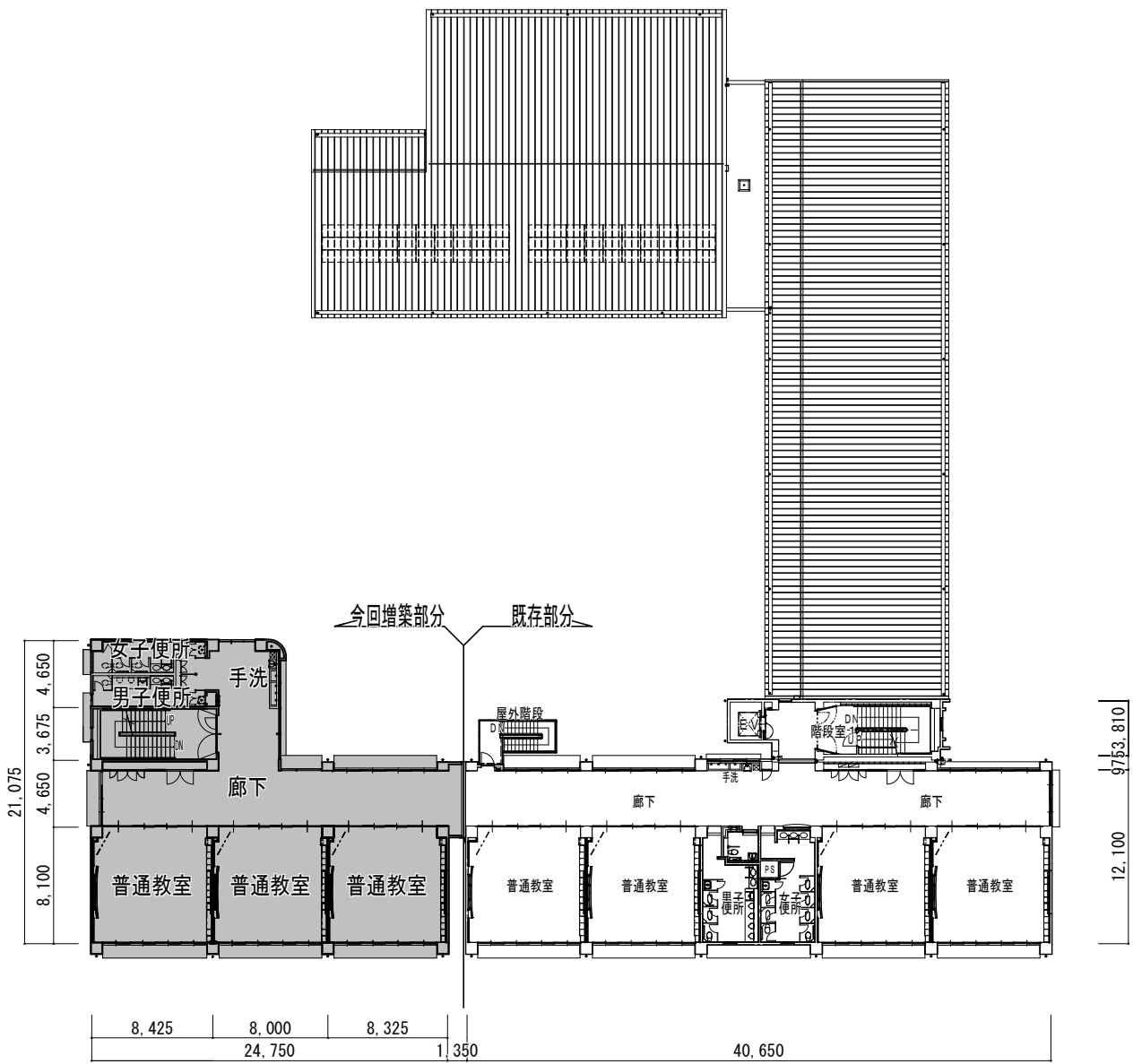
1階平面図



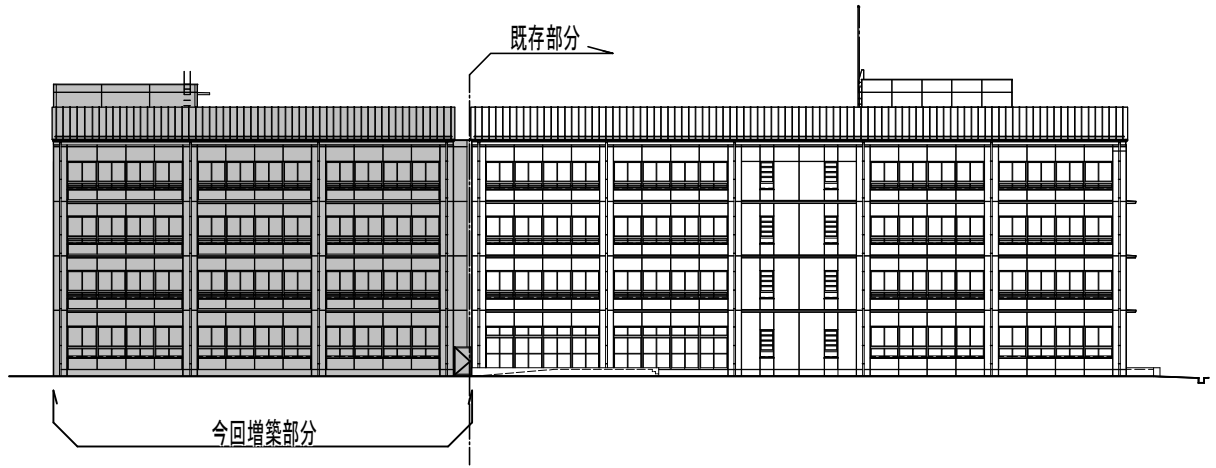
2階平面図



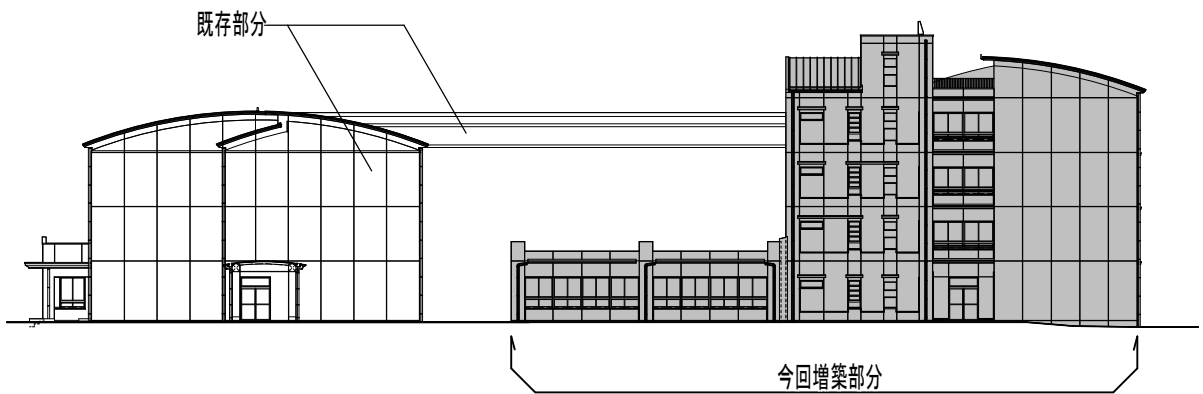
3階平面図



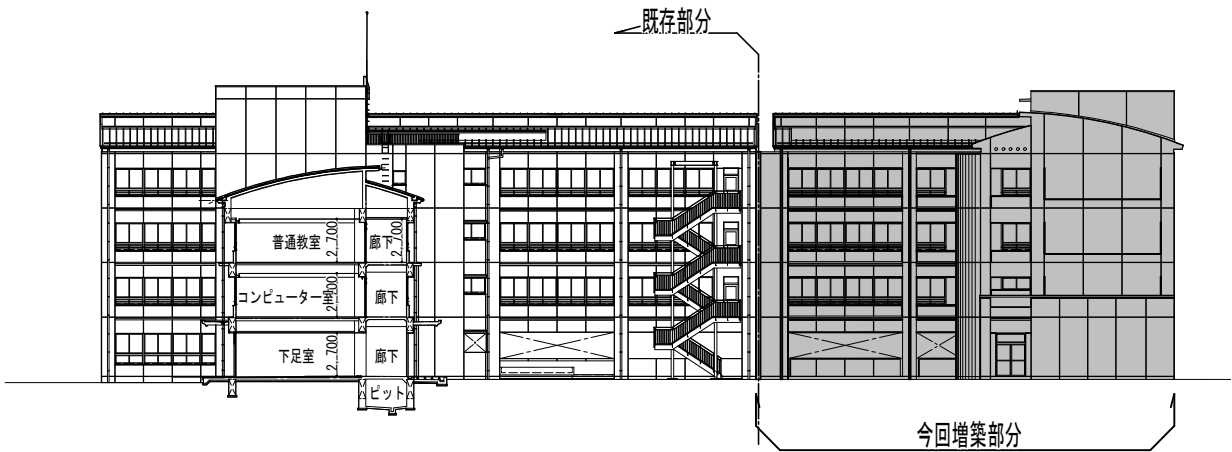
4 階平面図



南立面図



西立面図



北立面図

## 平成24年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	670,000		670,000	補正後予算額 43,082,390 固定資産税 259,961 個人市民税 161,221 法人市民税 140,715
2 地 方 譲 与 税	△ 26,000		△ 26,000	地方揮発油譲与税 △15,000 自動車重量譲与税 △11,000
4 配 当 割 交 付 金	40,000		40,000	
6 地 方 消 費 税 金 交 付 金	10,000		10,000	
8 自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	57,000		57,000	
10 地 方 交 付 税	118,914		118,914	普通交付税 63,914 特別交付税 55,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	37,002	37,002		私立保育所保育料 55,000 公立保育所保育料 △17,000
13 使 用 料 及 び 手 数 料	55,791	45,723	10,068	市営駐車場使用料 44,928 道路占用料 5,406
14 国 庫 支 出 金	3,325,062	3,325,062		社会資本整備総合交付金 1,921,220 地域の元気臨時交付金 908,250
15 府 支 出 金	△ 112,869	△ 112,869		安心こども基金(地域子育て) △37,845 重度障害者医療費補助金 △33,040
16 財 産 収 入	3,344	2,060	1,284	基金利子 2,060 物品売払収入 1,284
17 寄 附 金	5,306	100	5,206	一般(ふるさと)寄附金 5,206
18 繰 入 金	941	10	931	財産区特別会計繰入金 931 緑化基金繰入金 10
20 諸 収 入	150,617	121,191	29,426	子ども手当国庫負担金精算分 90,878 保育所運営費負担金精算分 53,152
21 市 債	1,702,300	1,702,300		国補正・予備費分 2,244,400 街路整備債等 △542,100
補 正 額 A	6,037,408	5,120,579	916,829	
補正前の予算額 B	79,105,484	25,743,191	53,362,293	
補正後の予算額 A+B	85,142,892	30,863,770	54,279,122	

## 平成24年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 1,824	446	△ 2,270				
2 総 務 費	143,401	179,255	△ 38,487		△ 9,528	10,941	1,220
3 民 生 費	303,453	△ 22,098	△ 92,791	84,059	123,554	17,523	193,206
4 衛 生 費	△ 218,080	△ 12,910	△ 188,226		△ 2,980	△ 14,584	620
5 労 働 費	△ 2,422		△ 1,326		△ 1,096		
6 農 林 水 産 業 費	△ 42,551	△ 9,975	△ 4,404		△ 5,816	△ 22,356	
7 商 工 費	△ 36,130	△ 5,256	△ 3,044		△ 27,830		
8 土 木 費	4,242,739	△ 31,792	16,322		20,966	4,349,408	△ 112,165
9 消 防 費	3,870	5,706	△ 1,405		△ 242	△ 189	
10 教 育 費	1,681,127	△ 41,287	△ 22,898	△ 10,914	△ 38,780	1,794,876	130
12 公 債 費	△ 38,000						△ 38,000
13 諸 支 出 金	1,825						1,825
補 正 額 A	6,037,408	62,089	△ 338,529	73,145	58,248	6,135,619	46,836
補正前の予算額 B	79,105,484	13,950,372	14,607,678	22,370,825	5,489,607	8,806,404	13,880,598
補正後の予算額 A+B	85,142,892	14,012,461	14,269,149	22,443,970	5,547,855	14,942,023	13,927,434

# 平成24年度3月補正予算の内容について

## 1 基本方針

国の補正予算及び予備費を活用し、市民開放施設、(仮称)JR総持寺駅駅舎、小中学校校舎耐震補強等の整備を繰越明許費を設定し進める。

また、市税や地方交付税の追加及び事業完了等に伴う精算により生じる財源は、年度末までに不足する障害者自立支援給付費等の適切な追加に加え、将来の財政負担等を考慮した土地開発公社保有資産の買い戻しや起債の抑制に活用する。

なお、国の補正予算の趣旨に沿った事業を積極的に措置することにより、地方の財政負担を支援する「地域の元気臨時交付金」を確保し適切に活用する。

## 2 主な内容

### (1) 国の補正予算・予備費を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
補正予算を活用する事業		4,087,424	4,004,713	82,711
道路橋梁等の安全対策や地域の特色を生かしたまちづくり等を推進する事業	日本経済再生に向けた緊急経済対策としての国の補正予算を活用し、岩倉町市民開放施設用地取得等の12事業を実施する。 【別紙1参照】	4,087,424	4,004,713	82,711
予備費を活用する事業		1,786,360	1,749,774	36,586
小中学校校舎耐震補強等整備事業	東日本大震災復興特別会計予備費による学校施設環境改善交付金(国)の採択に伴い、小・中学校の校舎の耐震補強工事等を行う。 【歳入】学校施設環境改善交付金(国) 市債	1,786,360	1,749,774	36,586
合 計		5,873,784	5,754,487	119,297

### (2) 国の補助金を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
都市基盤整備事業		80,066	34,648	45,418
(仮称)JR総持寺駅整備事業	社会資本整備総合交付金(国)の追加採択に伴い、(仮称)JR総持寺駅の駅舎及び歩行者専用道整備負担金を追加する。 【歳入】社会資本整備総合交付金(国)	42,900	21,150	21,750



(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
山麓線整備事業	社会資本整備総合交付金(国)の追加採択に伴い、山麓線の用地取得費及び残土処分負担金を追加する。 【歳入】社会資本整備総合交付金(国)	37,166	13,498	23,668

## (3) 年度末までに不足する経費への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害福祉施策		193,808	145,356	48,452
障害者自立支援給付費の追加	介護給付費等障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、扶助費を追加する。	193,808	145,356	48,452
国民健康保険事業特別会計繰出金		166,123		166,123
国民健康保険事業特別会計繰出金の追加	国庫支出金償還金等の増加に伴い、繰出金を追加する。	166,123		166,123
介護保険事業特別会計繰出金		37,331		37,331
介護保険事業特別会計繰出金の追加	居宅介護サービス等の利用者が当初見込みを上回ったことに伴う保険給付費の増加に伴い繰出金を追加する。	37,331		37,331
合 計		397,262	145,356	251,906

## (4) 財政健全化及び事業化に向けた取り組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
財政健全化等施策		1,007,301		1,007,301
土地開発公社保有資産の買戻し	将来の財政負担の軽減と駅前周辺整備の事業化を踏まえ、双葉町駐車場の土地開発公社保有地の買戻しを行う。	1,007,301		1,007,301

## (5) 繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
繰越明許費		5,920,784
国の緊急経済対策補正予算を活用し実施する事業	国の補正予算を活用し追加する事業であり、工事等に時間を要し、年度内に完了しないため。 【別紙1参照】	4,087,424
小中学校校舎耐震補強等整備事業	国の予備費を活用し追加する事業であり、工事等に時間を要し、年度内に完了しないため。	1,786,360
西中条奈良線整備事業	ガス管理設工事に時間を要し工事着工が遅れたことに伴い、年度内に完了しないため。	47,000
債務負担行為		限度額
障害福祉センターハートフル指定管理料	電気料金の値上げに伴い、指定管理料の限度額を変更する。 [期間] 平成25～平成29年度 [限度額] (変更前)施設管理経費575,000千円及び市が必要と認める事業実施経費 (変更後)施設管理経費580,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費580,000千円及び市が必要と認める事業実施経費

## (6) 特別会計

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計		850,908
財産区特別会計(補正第3号)	大字信賀財産区財産の売払いに伴う歳入・歳出の増 [歳入]財産区財産売払収入 4,811 [歳出]交付金 大字信賀財産区交付金 3,727 手数料 土地鑑定料 153 繰出金 一般会計繰出金 931	4,811
国民健康保険事業特別会計(補正第1号)	過年度の国庫支出金の償還金等の増に伴う諸支出金の増など [歳入]国庫支出金 8,504 療養給付費等交付金 62,057 前期高齢者交付金 56,756 府支出金 8,504 繰入金 166,123 繰越金 162,154 [歳出]総務費 18,900 後期高齢者支援金等 1,708 共同事業拠出金 11,265 保健事業費 36,059 諸支出金 234,442	192,456
後期高齢者医療事業特別会計(補正第1号)	保険料の増に伴う広域連合納付金の増や職員給与費の減等に伴う事務費繰入金の減など [歳入]後期高齢者医療保険料 10,031 繰入金 10,248 諸収入 984 [歳出]総務費 12,146 後期高齢者医療広域連合納付金 10,945	1,201

(単位:千円)

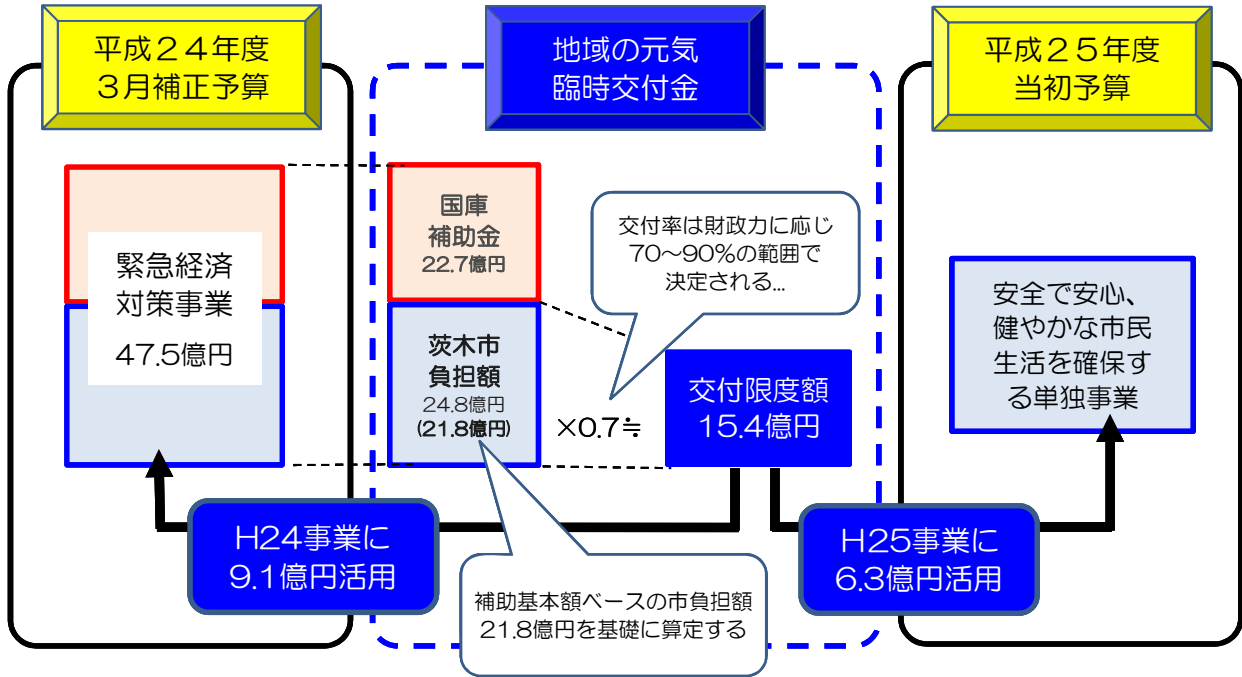
事業	内容等	事業費
介護保険事業 特別会計 (補正第1号)	居宅介護サービス等の利用者が当初見込みを上回ったこと に伴う保険給付費の増や基金積立金の増など [歳入]介護保険料 87,647 国庫支出金 91,016 支払基金交付金 149,957 府支出金 151,985 財産収入 690 繰入金 37,331 繰越金 82,894 諸収入 621 [歳出]総務費 22,382 要介護認定費 848 保険給付費 507,055 地域支援事業費 29,436 基金積立金 136,885 諸支出金 7,929	600,899
公共下水道 事業特別会計 (補正第2号)	国の緊急経済対策補正予算による補助金の採択に伴う整備 費の追加や事業完了等に伴う減額など [歳入]分担金及び負担金 500 使用料及び手数料 82,032 国庫支出金 168,800 繰入金 112,175 繰越金 1,224 諸収入 20,572 市債 268,500 [歳出]下水道事業費 437,180 水洗便所普及費 250 公債費 8,477 【繰越明許費】 公共下水道整備事業 718,533	428,453
水道事業会計 (補正第1号)	【収益的収支】分担金の増や職員給与費の減など (収入) 45,512 (支出) 97,730 【資本的収支】受託工事の減など (収入) 16,018 (支出) 276,780	374,510

# 国の大型補正予算の対応について

## ～「地域の元気臨時交付金」の活用～

国においては、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」として、公共事業の大規模な追加実施を目的とする大型補正予算を編成し、迅速な事業実施をはかるため、地方公共団体の財政負担を軽減する「地域の元気臨時交付金」の創設を決定しました。

その趣旨を踏まえ、本市は、平成25年度以降に実施予定の本対策に沿った国庫補助事業を平成24年度3月補正予算に前倒しすることにより、「地域の元気臨時交付金」の交付額を確保し、将来のまちの発展につながる主要プロジェクトや安全で安心、健やかな市民生活を確保する事業の財源として有効に活用します。



### 主な緊急経済対策事業（平成24年度3月補正予算〔繰越明許〕）

	(単位：億円) 事業費	国庫	市負担
・ 市民開放施設整備（立命館大学開学支援）	26.7	13.0	13.7
・ （仮称）JR総持寺駅整備	6.5	3.3	3.2
・ 茨木松ヶ本線整備	4.5	2.5	2.0
・ 歩道設置（通学路安全対策）	0.5	0.3	0.2
・ 街路灯・道路標識点検	0.4	0.2	0.2
・ 春日小学校校舎増築	1.0	0.2	0.8

### 「地域の元気臨時交付金」 充当予定事業

	(単位：億円) 充当予定額
◎平成24年度〔繰越明許〕⇒まちの発展につながる主要プロジェクト	
・ 市民開放施設整備（立命館大学開学支援）	9.1
◎平成25年度⇒安全で安心、健やかな市民生活を確保する単独事業	
・ 防災行政無線再構築	1.0
・ 屋外拡声器整備	1.0
・ 消防車両はしご車更新	1.7
・ 桑原ふれあい広場（サッカー場ほか）整備	0.9
・ 鮎川北公園整備	0.5
・ 公民館エレベーター設置	0.5
・ 福井市民体育館トレーニング室設置	0.4
・ 青少年野外活動センター（ユニバーサルキャンプエリア）整備	0.3

国の補正予算対応事業一覧(繰越明許費)

【別紙1】

(千円)

	事業	事業費	元金算定(70%)					起債	一般財源
			国庫	地方負担額	元金算定(70%)	元金充当	起債		
国補正	[防災行政無線再構築] 災害情報を全国に瞬時に伝える警報システム(Jアラート)の機能向上を図る。	10,941	10,941	0	0	0	0	0	
	[いのち・愛・ゆめセンター耐震診断・実施設計] 豊川・沢良宜・総持寺各センター分館及び別館の耐震診断・実施設計委託を行う。	17,523	4,218	13,305	5,905	0	0	13,305	
	[岩倉町市民開放施設の用地取得] 平成27年開学予定の立命館大学に隣接する市民開放施設建設用地を取得する。	2,674,375	1,297,500	1,376,875	908,250	908,250	468,500	125	
	[橋梁詳細点検] 市内の橋長15m未満橋梁(88橋)の詳細点検を行う。	16,400	9,020	7,380	5,166			7,380	
	[橋梁耐震化] 山下橋及び朝日寺橋の耐震化等工事を行う。	30,000	16,500	13,500	9,450	0	13,500	0	
	[道路舗装状況調査] 適切かつ効率的な維持管理を図るため、道路の舗装状況調査を行う。	10,000	5,500	4,500	3,150			4,500	
	[(仮称)JR総持寺駅整備] 平成30年春開業予定の(仮称)JR総持寺駅駅舎の整備費を負担する。	650,000	325,000	325,000	227,500	0	325,000	0	
	[茨木松ヶ本線整備] 茨木松ヶ本線のJRアンダーパス道路整備を行う。	450,000	247,500	202,500	141,750	0	202,500	0	
	[通学路安全対策] 通学路の安全対策として、通学路の歩道設置及びカラー舗装を行う。	52,350	28,792	23,558	16,491	0	0	23,558	
	[街路灯・道路標識点検調査] 適切かつ効率的な維持管理を図るため、街路灯及び道路標識の点検調査を行う。	42,110	23,160	18,950	13,265			18,950	
	[民間建築物耐震診断・改修補助金] 市内民間建築物の耐震化を推進するため、建築物の耐震診断・改修補助を行う。	29,725	14,832	14,893	10,425			14,893	
	[春日小学校校舎増築] 生徒数の増加に対応するため校舎増築を行う。	104,000	20,000	84,000	14,000		84,000	0	
一般会計計	4,087,424	2,002,963	2,084,461	1,355,352	908,250	1,093,500	82,711		
[公共下水道整備の推進] 公共下水道の普及促進及び浸水対策として雨水管の整備を行う。	657,800	263,100	394,700	184,170	0	394,700	0		
公共下水道事業特別会計計	657,800	263,100	394,700	184,170	0	394,700	0		
国補正対応経費 総額( + )	4,745,224	2,266,063	2,479,161	1,539,522	908,250	1,488,200	82,711		

地域の元金臨時交付金の充当残り \* 1,539,522千円 - 908,250千円 = 631,272千円\* は、H25年度予算に計上する。